

関係機関との協議結果

県・市	担当課	意 見	対 応
宇都宮市	技術管理課	・届出概要 P 7 (6) 経路の設定等にある「生活道路等への配慮」, 「入出庫対策」を徹底し, 想定していない経路からの来退店がないようにしてください。 また, オープン後に周辺道路に想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や, 交通安全上からの対策の必要性が生じた場合には, 関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い, 必要な対策をお願いいたします。	・届出書 P 7 (6) 経路の設定等にある「生活道路等への配慮」や「入出庫対策」を徹底し, 想定していない経路からの来退店がないよう努めます。 また, オープン後, 周辺道路に想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や, 交通安全上から対策の必要性が生じた場合には, 関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い, 必要な対策を行います。
宇都宮市	生活安心課	・出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に向け, 店舗利用者へ入出庫時の安全確認の徹底について周知啓発をお願いします。 ・防犯カメラの設置にあたっては, 栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にしてください。	・出入口付近には見通しを阻害する構造物等の設置は行わず, 又, 出入口には停止線の路面表示を行うことで, 帰宅車両の一旦停止を促し, 横断歩行者の安全を確保いたします。 ・防犯カメラの設置にあたっては, 栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考に設置いたします。
宇都宮市	環境保全課	1 各環境法令 大気汚染防止法, 水質汚濁防止法, 騒音規制法, 振動規制法, ダイオキシン類対策特別措置法, 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要な施設を設置する場合は, 法令に基づく届出日までに提出してください。 2 土壌関係 一定の規模以上の土地の形質の変更届出(土壌汚染対策法第4条第1項) 3, 000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は, 当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出してください。 3 騒音及び振動 特定建設作業実施届出(騒音規制法第14条, 振動規制法第14条) 特定建設作業を実施する場合は, 工事の7日前までに, 法令に基づく「特定建設作業実施届出書」を提出してください。 4 上記の各環境法令に基づく届出を行った場合には, 各法令等で定める規制基準等を遵守してください。 5 周辺の生活環境の保全に配慮し, 近隣住民等から苦情・相談があった場合は, 誠意をもって対応してください。	左記, 関係法令に該当する届出が必要な場合には, 法令に基づく届出日までに届出書を提出いたします。 3, 000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は, 当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出します。 特定建設作業を実施する場合は, 工事の7日前までに, 「特定建設作業実施届出書」を提出します。 届出を行った際には, 各法令等で定める規制基準等を遵守いたします。 周辺住民等から苦情・相談があった際には, 対策を含め誠意を持って対処いたします。
宇都宮市	ごみ減量課	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(以下「条例」という。)を遵守し, 廃棄物を適正に処理してください。	・条例を遵守し, 廃棄物の適正処理に努めます。また, 店舗から排出される廃棄物等は資源物と廃棄物とが混在しないよう分別保管を徹底いたします。

		特に、焼却ごみ（事業系一般廃棄物）の中に産業廃棄物（廃プラスチック類など）や資源化できる紙類（メモ用紙や空き箱など）を混入させないように、分別の徹底に努めてください。 ・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」は、条例施行規則第2条の3に規定する「事業用大規模建築物」に該当することから、条例第3条の5に基づき「廃棄物管理責任者」を選任し、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」を提出してください。 - また、条例第3条の4第1項に基づき「事業系一般廃棄物減量等計画書」を年度ごとに作成し、毎年5月31日までに提出するとともに、廃棄物の減量に努めてください。	・条例第3条の5に基づき店長を廃棄物管理責任者に選任し、選任した日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届出書を提出いたします。 - また、事業系一般廃棄物減量等計画書を年度ごとに作成し、毎年5月31日までに提出するなど、廃棄物の減量に努めます。
宇都宮市	都市計画課	○都市計画G ・都市施設の区域内における建築物の建築に該当しないため、都市計画法第53条の許可は不要です。なお、当該地は市街化区域の第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）に指定されております。 ○開発指導G（開発指導担当） ・当該地は、市街化区域内の1,000㎡を超える土地利用であるため、区画形質の変更に該当する場合は、開発許可を要します。 ○開発指導G（盛土対策担当） ・当該地は、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく「宅地造成等工事規制区域」内であり、新たに盛土1m、切土2m、30cm超の切盛り500㎡超などの造成工事を行う場合には許可を要する可能性があるため、ご注意ください。詳しい内容につきましては、市ホームページをご覧ください。か、都市計画課窓口までお問合せください。	・承知しました。 ・開発許可申請を行います。 申請日：2026.9.1 ・承知しました。
宇都宮市	景観みどり課	高さ10m超又は、建築面積1,000㎡超の建築物の新築等、一定規模を超える工作物の新設等、区域面積10,000㎡超の開発行為は景観法第16条に基づく届出を要します。（住宅地景観ゾーン） ※なお、「宇都宮市色彩景観ガイドライン」による色彩誘導を図っておりますのでご配慮ください。	・景観法第16条に基づく届出を行います。 届出予定日：2026.9.1
宇都宮市	建築指導課	照会の計画について、以下の手続きが必要です。 ・建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項による建築確認申請	・建築確認申請を行います。 申請予定日：2026.10.1

		・建築基準法第88条第1項による工作物確認申請 (高さが4mを超える広告塔その他これらに類するものの場合) ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく手続き ・宇都宮市狭あい道路後退に係る事前協議 (計画敷地が4m未満の道路に接する場合) ・宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例に基づく手続き ・駐車場法に基づく手続き ⇒路外駐車場で駐車のために供する面積が500㎡以上となる場合は、駐車場法施行令に規定される技術的基準への適合が必要となります。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続き ・宇都宮市屋外広告物条例に基づく手続き ※申請済の手続きや対象外の物件もありますので、法律などを確認し、適宜協議を行うなど必要な手続きを行ってください。	・協議済みです。 協議日：2026. 6. 4 ・手続きを行います。 申請予定日：2026. 10. 1 ・該当ありません。 ・手続きを行います。 申請予定日：2026. 10. 1 ・料金徴収を行わないので、届出しませんが技術的基準に則った計画としています。 ・手続きを行います。 申請予定日：2026. 12. 25 ・宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、協議済みです。 協議日：2026. 6. 4
宇都宮市	道路管理課	・市道からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「道路工事施行承認申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。（道路法第24条） ・法定外公共物からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「法定外公共物工事施行許可申請」が必要となりますので、事前に協議してください。（宇都宮市法定外公共物管理条例第4条） ・搬入、搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮してください。（道路法第43条） (宇都宮市法定外公共物管理条例第3条) ・今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補修等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施行してください。（道路法第22条） (宇都宮市法定外公共物管理条例第16条) ・他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担して	・協議を行います。 協議日：2026. 10. 1 ・法定外公共物からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、事前に協議を行います。 ・搬入、搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮いたします。 ・承知しました。 ・承知しました。

		ください。(道路法第58条) (宇都宮市法定外公共物管理条例第16条) ・道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、「道路占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。(道路法第32条) ・法定外公共物(道路・水路等)に工作物の新築、改築又は除去すること、流水水面又は敷地を占有することなど、法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合は、「法定外公共物占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。 (宇都宮市法定外公共物管理条例第4条)	・道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、事前に協議を行います。 ・法定外公共物(道路・水路等)に工作物の新築、改築又は除去すること、流水水面又は敷地を占有することなど、法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合は、事前に協議を行います。
宇都宮市	学校健康課	・通学路であることから、工事を行う際、登下校中の児童生徒の安全確保に充分努めていただきます。	・工事を行う際、通学登下校中の児童生徒の安全確保に努めます。
栃木県	総合政策課	・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、宇都宮市都市計画課に確認してください。	・届出の要否について宇都宮市都市計画課に確認を行います。 協議予定日：2026.8.25
栃木県	県民協働推進課	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書類等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しないようお願いします。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行ってください。	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行います。 ・図書類等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う際には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しないよう必要な措置を行います。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行います。
栃木県	環境保全課	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。(回答不要)	・静穏保持に努め、周辺住民から苦情等が発生した場合には、発生源対策を含め誠意を持って対応いたします。
栃木県	資源循環推進課	・栃木県では令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	・廃棄物の低減化を図るとともに、循環型社会の形成に資する取組について検討してまいります。
栃木県	交通政策課	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	・オープンに伴い、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。
栃木県	道路整備課	・道路法第十五条(都道府県道の管理)のうち、新設、改築の観点から意見なし	—

栃木県	道路保全課	・指摘事項無し	—
栃木県	上下水道課	・汚水排水計画及び雨水排水計画については、宇都宮市担当課と協議してください。	・汚水排水計画及び雨水排水計画については、宇都宮市担当課と協議を行います。
栃木県	都市政策課	<景観づくり担当> ・屋外広告物を設置する場合には、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、宇都宮市建築指導課と協議してください。 (協議先：宇都宮市建築指導課 028-632-2573) ・宇都宮市景観計画に定める行為の届出の要否について、宇都宮市景観みどり課と協議してください。 (協議先：宇都宮市景観みどり課 028-632-2568) <開発指導担当> ・都市計画法における開発許可等の要否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。 (協議先：宇都宮市都市計画課 028-632-2641) <計画担当> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を設置する場合には届出が必要となりますので、宇都宮市NCC推進課と協議してください。 (協議先：宇都宮市NCC推進課 028-632-2563) ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、宇都宮市建築指導課（駐車場法担当）に確認してください。 (協議先：宇都宮市建築指導課 028-632-2574) ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先：宇都宮市建築指導課 028-632-2574) <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。 (協議先：宇都宮市都市計画課 028-632-2883)	・宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、協議を行いました。 協議予定日：2026. 6. 4 ・宇都宮市景観計画に定める行為の届出の要否について、協議を行います。 協議予定日：2026. 10. 1 ・開発許可申請を行います。 申請日：2026. 9. 1 ・宇都宮市NCC推進課に届出提出予定。 協議予定日：2026. 9. 1 ・宇都宮市建築指導課に確認しました。 確認日：2025. 10. 24 ・栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）を参考に防犯対策に努めてまいります。 ・盛土規制法の許可等の要否について、協議を行います。 協議予定日：2026. 9. 1
栃木県	都市整備課	・意見なし	—
栃木県	建築指導課	・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の	<各申請等提出先・提出予定日> ●建築確認申請 提出先：株式会社国際確認検査センター 許認可予定日：2026年12月25日

		移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例等について、宇都宮市都市整備部建築指導課（TEL：028-632-2573）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	●建築物省エネ法 提出先：株式会社国際確認検査センター 許認可予定日：2026年12月25日 ●建設リサイクル法 提出先：宇都宮市 建築指導課 提出日：2026. 12. 25 ●バリアフリー法：対象外 やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例 提出先：宇都宮市 建築指導課 提出予定日：2026. 10. 1
栃木県	警察本部 交通規制課	・令和8年4月27日、事前協議終了 ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います	・今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と再協議いたします。
栃木県	経営支援課	・指導事項等なし	—